

2023 年度上智大学法科大学院入試 (B 日程)

一般論文試験 出題趣旨・採点基準

<出題趣旨>

主として以下の3つの能力を見ることを目的とする出題である。

- ・対立する利害の双方を見比べた、他者に受容可能な理由を付して意見を述べられるか？
- ・問題状況の一般的性格を見出し、恣意的・場当たりのでない一貫した思考ができるか？
- ・例外を認める場合、その理由を説得的に述べられるか (distinguish の能力があるか) ？

<採点基準>

設問 (1) (2) (3) (4) 全体 (15 点…基礎点として設定)

結論はいずれも可だが、理由もなしに矛盾した答えを述べている場合は、5～10 点減点。

- (1) 緊急避難状況において、自分の命を守るために食人行為を行うか？
- I 行う…自分の命を危険にさらしてまでも、道徳的な行動を取り得ない
(i への応答：正当防衛状況のみ免責されるとするのは不適切)
- ii 行わない…自身に危害を与えようとした相手ではなく、免責されえない
(I への応答：緊急事態を言い訳にすれば無法状態になってしまう)
- (2) 行為時の評価と事後的評価は、一貫させるべきか？ 法とは何か？
- II 無罪…行為時に非難できない行為につき、事後的に非難することはできない
(ii への応答：自身は行わないとしても第三者視点では別の答えもあり得る)
- ii 有罪…行為時であっても非難される以上、事後的にも非難されるべき
(II への応答：道徳的評価と法的評価は異なり得る)
- ※ I → ii はかなり無理筋なので、理由付けの精密さが必要 (i → II はありうる)
- (3) 自身の議論の中核となる部分を自覚し、それを指摘しうるか？
- ・食べるのではなく救助しないに留める
 - ・遭難者 A が意識を失う前に、そうされることを提案していた
 - ・B が A の容態を悪化させるよう、海水を飲ませた
- などの例が考えられる。
- (4) 個別行為を正当化・免責することと、それを一般化することの異同を論ずる
- IV 肯定しうる…個別の救済は恣意に流れやすいので、立法による一般化が望ましい
- iv 否定すべき…個別に正当化できても一般化不可／個別正当化不可故に立法必要
- ※ II → IV、ii → iv が素直だが、たすき掛けも十分な理由が示されれば可能

【その他】

- ・議論の流れの一貫性や主張の明確さが際立つ回答に、最大プラス 40 点
- ・字数が極端に少ない答案は大幅減点。誤字脱字は、著しい場合のみ最大マイナス 20 点。